

# 2 スタートアップ創出促進保証

創業前/創業期にご利用いただける経営者保証が不要な保証制度です。

資格要件	(1)～(5)のいずれかに該当する方 (1) 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内(認定特定創業支援等事業の支援を受けた場合、6か月以内)に会社を設立して創業しようとする方 (2) 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 (3) 事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 (4) 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、設立後5年未満の会社 (5) 事業を営んでいない個人が創業後5年未満の間に、新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部または一部を当該会社に承継させる場合であって、事業を開始した日から起算して5年を経過していないものとして、創業者とみなされる方 【自己資金要件】 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者については創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している必要があります。
資金用途	創業により行う事業の実施に必要な資金(運転・設備)
保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内(据置期間1年以内) ※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合、据置期間3年以内。
保証割合	責任共有対象外(100%保証)
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	均等分割返済
担保	不要
連帯保証人	不要
保証料率	年1.20% ※会計参与設置会社割引0.1%の適用あり
必要書類	・所定の申込書類一式 ・創業・再挑戦計画書
備考	・本制度を利用した方は、会社設立から原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」を金融機関に提出する必要があります。 ・金融機関は提出された「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(写)」について、創業者がガバナンスチェックを受けた月の翌月以降に到来する4月または10月のいずれか早い月に保証協会に提出する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用頂ける和歌山県中小企業融資制度(新規開業資金[創業枠・創業サポート枠])がございます。 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「和歌山県中小企業融資制度ご案内」をご覧ください。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。